

VII. 様式集

目次

1. 契約	
(1) 契約全般	
数量契約書（農協等－生産者（継続））	122
基本契約書兼数量契約書（農協等－生産者（新規））	123
数量契約書（県連（全農）－JA）	124～125
数量契約書（全農－県連）	126～127
特畜種加入申請書	128
銀行口座振込依頼書	129
配合飼料安定基金契約チェックリスト	130～131
(2) 基金間移動	
基金間移動申請書	132～134
基本契約書兼数量契約書（下期転入者用）	135
(3) 借入金と80%ルール	
配合飼料安定基金数量契約の未継続・数量減少理由についての確認書	136～137
(4) 各種変更	
基金加入生産者の各種変更届（氏名・住所・畜種変更等）	138～139
経営移譲にともなう名義変更申請書	140～144
商流変更申請書	145
JA合併届・JA名称変更届・JA支所統合届	146～147
基金加入生産者の所属支所変更届	148～149
2. 数量変更	
数量変更申請書	150～157
追加数量変更申請書	158～159
3. 積立	
積立金通知書	160
4. 補てん	
出荷実績報告書	161
補てん金交付通知書	162～163
補てん金交付報告書	164～167
TMRの安定基金出荷実績報告に関する確認表	168
広域調整の依頼文書	169
出荷報告の修正	170～173
追加補てん交付通知書	174～175
補てん金交付に関する事務チェックリスト	176
5. その他	
安定基金システム使用者申請書	177～178

令和2年度は、4年間の基本契約期間の4年目にあたります。

JA－生産者： 継続の生産者は数量契約書を締結します。

新規の生産者は基本契約書兼数量契約書を締結します。

県連(全農)－JA： 数量契約書を締結します。

全農－県連： 数量契約書を締結します。

適切な様式で契約を行うよう、ご注意ください。

数量契約書
(農協等一生産者(継続))

配合飼料価格差補てん数量契約書

_____(以下「甲」という)と_____(以下「乙」という)は、平成29年3月15日付け配合飼料価格差補てん基本契約(以下「基本契約」という)に基づき、次のとおり契約する。

(契約対象数量)

第1条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間に於いて契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、下記のとおりとする。

(契約の解除等)

第2条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約または基本契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除又は変更することができる。

ただし、第1条の規定による契約対象数量の変更については、基金間の契約移動、災害発生およびその他特別の事由がなければならない。

3. 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者(以下、「暴力団等」という)ではないこと

(2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと

(3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと

(4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと

4. 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙(それらの役職員を含む)が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

(1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合

(2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

(契約の効力)

第3条 この契約は、甲と乙の間の基本契約が解除又は解約された場合には、効力を失うものとする。

(個人情報の取扱い)

第4条 乙は、下記の「個人情報の取扱い」の内容について同意するものとする。

(契約対象期間)

第5条 この契約の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

上記の証として、本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙の要請があれば乙にすみやかに写しを渡すものとする。

令和2年3月15日

甲(農協等) 住 所
法人名
代表者名 ㊞

乙(生産者) 住 所
氏 名 ㊞

畜種：育すう、成鶏、ブロイラー、肉牛、乳牛、豚、うずら、その他

畜 種	4～6月数量	7～9月数量	10～12月数量	1～3月数量	合計数量	飼養規模(頭/千羽)

(個人情報の取扱い)

乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。

(1) 配合飼料価格差補てん契約の受付 (2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収 (3) 配合飼料の出荷実績の報告 (4) 配合飼料価格差補てん金交付
(5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供
(6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供 (7) その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため

基本契約書兼数量契約書
(農協等一生産者(新規))

配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書

(以下「甲」という)と(以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。

(数量契約)

第1条 甲と乙は、基金の事業年度の開始前に当該年度に係る配合飼料価格差補てん数量契約(以下「数量契約」という)を締結する。

(契約対象数量)

第2条 令和2年度の数量契約はこの契約によるものとし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間に於いて契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、下記のとおりとする。

(通常補てん積立金の納付)

第3条 乙は、数量契約を締結した場合は、基金が業務方法書第11条ならびに第12条の規定に基づき定める単位数量当たりの通常補てん積立金の額に、当該四半期に係る数量契約の対象数量を乗じて得た金額を通常補てん積立金として、当該四半期の開始前に甲または甲の委任する者に納付するものとする。

(価格差補てん金の交付)

第4条 甲は、乙に対し基金の業務方法書第19条および第21条ならびに第23条の7および第23条の9に基づき価格差補てん金を交付するものとする。

(価格差補てん金の返還等)

第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を甲に返還させることができるものとする。

- 3基金は乙が以下に該当する場合には、乙に補てん金の一部返還を求めることができる。
(1) 廃業又は他基金への移動等の合理的な理由がなく、乙が3基金のいずれの基本契約及び数量契約の更新も行わない場合。
(2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、乙が3基金の合計契約数量を大きく減じる場合。
- 乙が前項の返還を完了しない場合には、3基金いずれの基本契約及び数量契約も再契約に応じることはできないものとする。
4. 前2項及び3項の「3基金」とは、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金を指す。

(契約の解除等)

第6条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合乙はこの契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除又は変更することができる。
ただし、第2条の規定による契約対象数量の変更については、基金間の契約移動、災害発生およびその他特別の事由がなければならぬ。
3. 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者(以下、「暴力団等」という)ではないこと
(2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと
(3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと
(4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと
4. 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙(それらの役職員を含む)が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。
(1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐欺、暴力の行為または脅迫の言辞を用いた場合
(2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

(契約の効力)

第7条 甲と乙の間のこの契約が解除又は解約された場合は、効力を失うものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、下記の「個人情報の取扱い」の内容について同意するものとする。

(契約対象期間)

第9条 この契約の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
ただし、第2条による数量契約については、令和2年4月1日から令和3年3月31日とする。

(その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、基金の業務方法書およびこれに基づく細則に定めた基準を運用するものとし、その他の事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

上記の証として本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙の要請があれば乙にすみやかに写しを渡すものとする。
令和2年3月15日

甲(農協等)	住 所 法人名 代表者名	Ⓔ
乙(生産者)	住 所 氏 名	Ⓔ

畜種：育すう、成鶏、ブロイラー、肉牛、乳牛、豚、うずら、その他

畜 種	4～6月数量	7～9月数量	10～12月数量	1～3月数量	合計数量	飼養規模

(個人情報の取扱い)

乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。

- (1) 配合飼料価格差補てん契約の受付
- (2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収
- (3) 配合飼料の出荷実績の報告
- (4) 配合飼料価格差補てん金交付
- (5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供
- (6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供
- (7) その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため

配合飼料価格差補てん数量契約書

_____ (以下「甲」という) と _____ (以下「乙」という) は平成29年3月15 日
付け配合飼料価格差補てん基本契約 (以下「基本契約」という) に基づき、次のとおり契約する。

(契約対象数量)

第1条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間において契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、
「畜種別契約数量明細表」のとおりとする。

(契約の解除等)

第2条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約または基本契約に違反したときは、この契約を解除
することができるものとする。この場合において、乙は、この契約の残余の期間において納付すべき通常
補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむをえない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常
補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除または変更することができる。

ただし、第1条の規定による契約対象数量の変更については、基金間移動、災害の発生およびその他特
別の事由がなければならない。

(契約の効力)

第3条 この契約は、甲と乙の間の基本契約が解除または解約された場合には、効力を失うものとする。

(個人情報保護法等の法令遵守)

第4条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都
道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。

2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。

3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・
提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)および情報提供や案内にかかわる作成や
発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。

(契約対象期間)

第5条 この契約の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

上記の契約の証として、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和2年3月15日

甲(県連等)	住 所 法人名 代表者名	Ⓜ
--------	--------------------	---

乙(農協)	住 所 法人名 代表者名	Ⓜ
-------	--------------------	---

*裏面に畜種別契約数量明細表を両面コピーしてください。

畜種別契約数量明細表(JA別)

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

― 畜種別契約数量明細表(当初契約) ―

平成 年度

県：D1 デモ1県

JA：001 デモ1農業協同組合1

畜 種	区 分	契約数量(トン)				合 計	件 数
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		
肉牛	継続契約	13.00	13.00	12.00	12.50	50.50	2
	新規契約	38.00	38.00	39.00	39.00	154.00	6
	小 計	51.00	51.00	51.00	51.50	204.50	8
乳牛	継続契約	2.00	2.00	2.00	2.00	8.00	1
豚	継続契約	13.00	12.00	13.00	13.00	51.00	3
合 計	継続契約	28.00	27.00	27.00	27.50	109.50	6
	新規契約	38.00	38.00	39.00	39.00	154.00	6
	合 計	66.00	65.00	66.00	66.50	263.50	12

数量契約書
(全農一県連)

配合飼料価格差補てん数量契約書

全国農業協同組合連合会（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）は平成29年3月31日付け配合飼料価格差補てん基本契約（以下「基本契約」という）に基づき、次のとおり契約する。

（契約対象数量）

第1条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間において契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、「畜種別契約数量明細表」のとおりとする。

（契約の解除等）

第2条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約または基本契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむをえない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除または変更することができる。

ただし、第1条の規定による契約対象数量の変更については、基金間移動、災害の発生およびその他特別の事由がなければならない。

（契約の効力）

第3条 この契約は、甲と乙の間の基本契約が解除または解約された場合には、効力を失うものとする。

（個人情報保護法等の法令遵守）

第4条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令および都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。

2. 基金業務担当部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐために安全管理措置を講じるものとする。

3. この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・提携企業（全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社）および情報提供や案内にかかわる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。

（契約対象期間）

第5条 この契約の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

上記の契約の証として、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和2年3月31日

甲	住 所 東京都千代田区大手町1-3-1 法人名 全国農業協同組合連合会 代表者名 代表理事理事長	㊞
乙	住 所 法人名 代表者名	㊞

*裏面に畜種別契約数量明細表を両面コピーしてください。

畜種別契約数量明細表(県別)

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

— 畜種別契約数量明細表(当初契約) —

平成 年度
県：D1 デモ1県

畜 種	区 分	契約数量(トン)				合 計	件 数
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月		
育すう	新規契約	2.00	2.00	12.00	2.00	18.00	2
成鶏	新規契約	5.00	5.00	5.00	5.00	20.00	1
肉牛	継続契約	127.00	122.00	126.00	124.50	499.50	14
	新規契約	55.50	55.50	57.00	57.00	225.00	11
	小 計	182.50	177.50	183.00	181.50	724.50	25
乳牛	継続契約	113.00	102.00	93.00	102.00	410.00	13
	新規契約	1.00	1.00	1.00	1.00	4.00	1
	小 計	114.00	103.00	94.00	103.00	414.00	14
豚	継続契約	117.00	116.00	112.00	114.00	459.00	14
	新規契約	10.00	10.00	10.00	10.00	40.00	1
	小 計	127.00	126.00	122.00	124.00	499.00	15
合 計	継続契約	357.00	340.00	331.00	340.50	1,368.50	41
	新規契約	73.50	73.50	85.00	75.00	307.00	16
	合 計	430.50	413.50	416.00	415.50	1,675.50	57

特畜種加入申請書

令和 年 月 日

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金
理事長 殿

住 所

氏 名

印

特畜種加入申請書

令和 年度(当初契約・下期)から配合飼料価格差補てん事業へ加入いたしたく、以下のとおり申請いたします。

1. 対象家畜：
2. 飼養頭羽数：
3. 経営開始年次：
4. 配合飼料年間使用量（予定）：
5. 畜産経営証明資料： 畜産物販売伝票写し別添

以 上

農協記入欄

県	農協コード	農協名	支所コード	支所名

銀行口座振込依頼書

50音



全国農業協同組合連合会 御中

(取引部門 : _____ 部 _____ 課) _____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____ フリガナ _____

_____ 住 所 _____

_____ フリガナ _____

社 名 _____

(商 号) _____ TEL _____

代 表 者 _____

(氏名・印) _____ 印 _____ FAX _____

- (1) 貴会から当方に支払われる取引代金は、下記銀行預金口座振込みでお願いします
 (2) 当社(店)に入金と同時に代金受領とし、当方は領収書の発行を省略します
 (3) なお、記載内容に変更がある場合は、ご連絡のうえ、改めて依頼書を提出します

振込指定 金融機関 (店舗)	農協	支 所	種 目	1.普 通	口座番号
	銀行	支 店		2.当 座	
	金庫	出張所		3.その他	右詰として7桁に満たない 場合は左側に0を付加する
	信組			()	
口座名義	(フリガナ) _____				

手形送付先 (手形払:郵送)	住 所	(フリガナ) _____
	宛 名	(フリガナ) _____

※この依頼書における情報は、本会から支払う際の支払先の登録および確認に使用されます※

全農(現業)記入欄

BS管理単位	機 構	ユ ニ ッ ト	受払コード(左詰で記入)	負 担
____	____	____	____	本会

☐ 登録	☐ 変更	☐ 削除	☐ 事業	☐ 経費
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

全農(経理)記入欄

名義人(カナ)															仕向銀行									
____															____									
運用開始日(西暦)										手形送付先名称(カナ)														
____										____														
手形送付先住所(カナ)										送付先〒番号					送付先TEL					送付先FAX				
____										____					____					____				

出納担当課			会計担当課			登録依頼部			法人格コード			サイトコード			OCM統一コード		
課長	担当者	処理日	課長	担当者	処理日	課長	担当者	登録依頼月日	事業			____			____		
____	____	____	____	____	____	____	____	____ 年 ____ 月 ____ 日	経費			0000			____		

(注:受払は契約印影と確認を行う)

配合飼料安定基金契約チェックリスト

このチェックリストを元に全ての契約書をチェックし、問題なければ契約書に印を付けてください。すべて問題なければ下の点検欄に『済』と記入し担当者印と責任者印を押印して、契約書とともに保管してください。

責任者

担当者

農協名	
支所名	

番号	項 目	点 検	備 考
1	畜産経営者か * 畜産経営者とは、自己の名を持って、家畜および畜産物の生産を目的とした活動を行うことを業とする個人または法人。 ×グループでの契約は不可		
2	契約日直近の畜産物の出荷伝票等証拠書類の添付があるか また、その名義は、基金契約名義と同一か		
3	国または地方公共団体の試験場および教育機関、その他類似の機関ではないか		
4	基金加入対象畜種を確認したか *基金契約書は畜種記載必須		
5	くみあい配合飼料を購入しているか又は購入する予定があるか		
6	補てん金未返還者リストに掲載されていないか		
7	TMRの場合、「TMR全量×安定基金対象割合」の数量が基金契約数量となっているか		
8	TMRの場合、加入生産者との間で安定基金対象割合について文書にて確認しているか		
9	数量契約書に飼養規模の記入はされているか		
10	数量契約書に契約印が押印されているか		
11	記載されている契約数量と安定基金システムに入力されている数量は合致しているか		
12	契約数量は生産者ごと個別に入力されているか		

《基金加入対象畜種》

採卵鶏 ・ 肉用鶏 ・ 乳用牛 ・ 肉用牛 ・ 肥育豚 ・ 種豚 ・ うずら ・ 馬 ・ めん羊 ・ ヤギ
 その他は基金が認めた家畜(新規加入時に特畜種加入申請書の提出が必要)

* 基金契約を取り交わすにあたり、農協（支所）毎に作成し、番号2の帳票を添付した数量契約書とともに保管する。

* TMRは、全量が基金補てんの対象にならない場合があります。

指定飼料会社が製造しているTMRの場合は、加水部分を除く数量が契約数量です。

指定飼料会社が基礎配のみ製造している場合は、基礎配に相当する数量が契約数量です。

配合飼料安定基金契約チェックリスト

農協名		確認者
支所名		
畜 種		
基金No.		記入者
生産者名		

番号	項 目	点 検	備 考
1	畜産経営者か * 畜産経営者とは、自己の名を持って、家畜および畜産物の生産を目的とした活動を行うことを業とする個人または法人。×グループでの契約は不可		
2	契約日直近の畜産物の出荷伝票等証拠書類の添付があるか また、その名義は、基金契約名義と同一か		
3	国または地方公共団体の試験場および教育機関、その他類似の機関ではないか		
4	基金加入対象畜種を確認したか *基金契約書は畜種記載必須		
5	くみあい配合飼料を購入しているか又は購入する予定があるか		
6	補てん金未返還者リストに掲載されていないか		
7	TMRの場合、「TMR全量×安定基金対象割合」の数量が基金契約数量となっているか		
8	TMRの場合、加入生産者との間で安定基金対象割合について文書にて確認しているか		
9	数量契約書に飼養規模の記入はされているか		
10	数量契約書に契約印が押印されているか		
11	記載されている契約数量と安定基金システムに入力されている数量は合致しているか		
12	契約数量は生産者ごと個別に入力されているか		

《基金加入対象畜種》

採卵鶏 ・ 肉用鶏 ・ 乳用牛 ・ 肉用牛 ・ 肥育豚 ・ 種豚 ・ うずら ・ 馬 ・ めん羊 ・ ヤギ
 その他は基金が認めた家畜(新規加入時に特畜種加入申請書の提出が必要)

* 基金契約を取り交わすにあたり、加入生産者毎に作成し、番号2の帳票を添付した数量契約書とともに保管する。

* TMRは、全量が基金補てんの対象にならない場合があります。

指定飼料会社が製造しているTMRの場合は、加水部分を除く数量が契約数量です。

指定飼料会社が基礎配のみ製造している場合は、基礎配に相当する数量が契約数量です。

基金間移動申請書

配合飼料安定基金契約移動申請書

令和 年 月 日

(転入先) 殿

(転出先) 殿

(申請者) 〒

住所

氏名

印

このたび、私は、令和 年度第 四半期より、((一社) 全国配合飼料供給安定基金、(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金)の会員又は単協と締結している契約を((一社) 全国配合飼料供給安定基金、(一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金、(一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金)の会員又は単協へ下記のとおり変更したく、移動申請前の数量契約書を添えて申請します。

記

1. 令和 年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量

数量契約先		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間計	備 考
移動前契約数量							
移動後契約数量							
全農基金事務処理コード		県コード	JAコード	支所コード	畜種コード	生産者コード	
全日基事務処理コード		県コード	メーカーコード	組合コード	特約店コード	畜種コード	加入者コード

- (注) 1 数量契約先の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称と四半期別数量を記入すること。
 2 移動前の畜種別四半期別契約数量が確認できるよう移動前の数量契約書の写し等を添付すること。
 3 移動後の備考欄には、基金協会とすでに契約がある場合は加入者(生産者)コードを記入すること。
 4 10月からの移動申請は、移動後契約数量欄の第1及び第2四半期欄に契約数量を記入しないこと。
 5 本申請書を受け取った荷受組合・農協等は、写しを都道府県基金協会・県連等を通じて各基金に提出すること。

今回の基金間移動申請に当り、申請者と各基金との間の数量契約等の情報が、関係する基金及び(公社)配合飼料供給安定機構へ提供されることに同意いたします。

本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。

基金間移動申請書の書き方(年度当初の移動)

※年度当初の移動はJ Aでシステム入力後、申請書を提出してください。

《当初転入》

配合飼料安定基金契約移動申請書

令和〇〇年〇月〇〇日

△△農業協同組合 代表理事兼組合長 理事長 殿

(駐在先) (転出元)

(申請者) 〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町××-△△△

氏名 金屋 太郎 印

このたび、私は、令和
年度第四期より、(一)全国畜産配合飼料供給安定基金、(二)全国畜産配合飼料価格安定基金、(三)全日本配合飼料価格安定基金の会員として、(一)全国畜産配合飼料供給安定基金、(二)全国畜産配合飼料価格安定基金、(三)全日本配合飼料価格安定基金の会費を支払う契約を(一社)全日本配合飼料供給安定基金と締結し、移動申請書の数量契約書を添えて申請します。

令和年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量

	数量契約先	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間計	備考
移動前契約数量	□□荷葉組合	100	100	100	100	400	
移動後契約数量	△△農業協同組合	100	100	100	100	400	
他基金から全農基金に移転する数量のみご記入下さい。 ※すでに全農基金にご加入の方は現在お持ちの契約を加算しないでください。							
全農基金事務処理コード	果コード JAコード 組合コード 生産者コード	××× ××× ×××	××× ××× ×××	××× ×××	××× ×××	××××× ××××× ×××××	××××× ××××× ×××××
金日基事務処理コード	果コード 組合コード 特約店コード	××× ×××	××× ×××	××× ×××	××× ×××	××××× ×××××	××××× ×××××

注1) 数量契約の引当期には、移動前及び移動後の数量契約先の名稱、生産者コード等を記入してください。

今回の基金開動申請に当たり、申請者と各基金との間の数量契約等の情報及び、関係する基金及び（公社）配合飼料供給安定機構へ提供されることに同意いたします。

本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。

《当初転出》

配合飼料安定基金契約移動申請書

(監入先)
 (株出元)
 △創業協同組合
 代表理事組合長
 理事兼
 監
 令和〇〇年〇〇月〇〇日

このたび、私は、令和
年度第**四**半期より、**(一社)全国配給型
飼料格安定基金**、**(一社)日本配合飼料供給安定基
金**、**(一社)全日本配合飼料供給安定基金**、**(一社)全
国配給型飼料供給安定基金**、**(一社)全国畜産組合
員又 は 車 場 又 は 車 場 と 結 ぶ じ ゃ い の 契 約 を (一 社)
日本配合飼料供給安定基金**、**(一社)日本配合飼料供給安定基金**、**(一社)日本配合飼料供給安定基金**
(一社)全国配給型飼料供給安定基金を添えて申請し、移動申請前のおり変更したものと訂正する。

1. 令和 年度基金間移動に関する数量契約の四半期別契約数量

移動前 契約数量	移動後 契約数量	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間計	備考
△△農業協同組合		100	100	100	100	400	
移動させる契約のみ記入下さい。 (前年度の全農基金との契約数量)							
□□野菜組合		100	100	100	100	400	
移動後契約数量							
全農基金から他基金に移動する数量のみ記入下さい。 ※すでに他基金にご加入の方は現在お持ちの契約を加算しないでください。							
全農基金事務処理コード	県コード	JAコード	支所コード	番地コード	生産者コード		
	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × × × × ×		
全農基金事務処理コード	県コード	カーコード	組合コード	特約店コード	加入者コード		
	× × ×	× × × × × ×	× × × × × ×	× × × × × ×	× × × × × ×		

(注) 1 数量契約先の欄には、移動前及び移動後の数量契約先の名称と四半期別数量を記入すること。
2 移動前の前四半期別契約数量と契約数量とで契約数量の増しや減を記入すること。
3 移動後の備蓄残高は、基金金として契約数量は加入者（生産者）コードを添付すること。
4 数量契約数量と数量の増し及び第2四半期別数量と数量の増しを記入すること。
5 本申請書を提出する前に、数量契約数量の増しを都道府県基金協会・県数量協会を通じて基金金に拠出すること。

今回の基金間移動申請に当たり、申請者と各基金との間の数量契約等の情報が、関係する基金及び（公社）配合飼料供給安定機構へ提供されることに同意いたします。

本申請書は2通作成し、転入先と転出元の両方に提出してください。

基本契約書兼数量契約書
(下期転入者用)

配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書

以下「甲」という)と(以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てん、ならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。

(数量契約)
第1条 甲と乙は、基金間移動による転入該当四半期前および事業年度の開始前に当該年度に係る配合飼料価格差補てん数量契約(以下「数量契約」という)を締結する。

(契約対象数量)
第2条 令和2年度下期の数量契約はこの契約によるものとし、令和2年10月1日から令和3年3月31日における契約の対象とする四半期別の配合飼料の数量は、下記のとおりとする。

(通常補てん積立金の納付)
第3条 乙は、数量契約を締結した場合は、基金が業務方法書第11条ならびに第12条の規定に基づき定める単位数量当たりの通常補てん積立金の額に、当該四半期に係る数量契約の対象数量を乗じて得た金額を通常補てん積立金として、当該四半期の開始前に甲または甲の委任する者に納付するものとする。

(価格差補てん金の交付)
第4条 甲は、乙に対し基金の業務方法書第19条および第21条ならびに第23条の7および第23条の9に基づき価格差補てん金を交付するものとする。

(価格差補てん金の返還等)
第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を甲に返還させることができるものとする。
2. 3基金は乙が以下に該当する場合には、乙に補てん金の一部返還を求めることができる。
(1) 廃業又は他基金への移動等の合理的な理由がなく、乙が3基金のいずれの基本契約及び数量契約の更新も行わない場合。
(2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、乙が3基金の合計契約数量を大きく減じる場合。
3. 乙が前項の返還を完了しない場合には、3基金いずれの基本契約及び数量契約も再契約に応じることはできないものとする。
4. 前2項及び3項の「3基金」とは、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金を指す。

(契約の解除等)
第6条 甲は、乙が故意または重大な過失により、この契約に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合乙は、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2. 乙は、甲がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、この契約の残余の期間において納付すべき通常補てん積立金の額に相当する金額を甲に納付して、この契約を解除又は変更することができる。
ただし、第2条の規定による契約対象数量の変更については、基金間移動、災害発生およびその他特別の事由がなければならぬ。
3. 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者(以下、「暴力団等」という)ではないこと
(2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと
(3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと
(4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと
4. 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙(それらの役職員を含む)が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。
(1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫の言辞を用いた場合
(2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

(契約の効力)
第7条 甲と乙の間のこの契約が解除又は解約された場合は、効力を失うものとする。

(個人情報の取扱い)
第8条 乙は、下記の「個人情報の取扱い」の内容について同意するものとする。

(契約対象期間)
第9条 この契約の対象期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。
ただし、第2条による数量契約については、令和2年10月1日から令和3年3月31日とする。

(その他)
第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、基金の業務方法書およびこれに基づく細則に定めた基準を運用するものとし、その他の事項については甲・乙協議のうえ定めるものとする。

上記の証として本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙の要請があれば乙にすみやかに写しを渡すものとする。

令和2年8月15日

甲(農協等) 住 所
法人名
代表者名 印
乙(生産者) 住 所
氏 名 印

畜種：育すう、成鶏、ブロイラー、肉牛、乳牛、豚、うずら、その他

畜 種	10～12月数量	1～3月数量	合計数量	飼養規模

(個人情報の取扱い)
乙は、甲に本契約に関する個人情報を提供します。甲が取り扱う個人情報の利用目的は、下記のとおりとします。
(1) 配合飼料価格差補てん契約の受付 (2) 配合飼料価格差補てん積立金の徴収 (3) 配合飼料の出荷実績の報告 (4) 配合飼料価格差補てん金交付
(5) 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業(全農・県連および飼料会社等のJAグループの関連会社)等への提供
(6) 甲の提供する商品・サービスに付帯する各種情報等のご提供 (7) その他、ご利用に当り業務を適切かつ円滑に履行するため

令和2年3月15日

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金 理事長殿

住所：

氏名：

㊞

令和2年度配合飼料安定基金数量契約の未継続・数量減少理由についての確認書

令和2年度の配合飼料安定基金数量契約の未継続・数量減少の理由について、下記のとおり合理的な理由としての承認を申請します。

I 未継続の場合 該当する番号に○を付けてください

1. 廃業のため（要証明書添付）
2. 他基金との契約に変更したため（契約した他基金の契約書写を添付してください）

基金名	契約年度	畜種	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
全農系	R元年度						
畜産系	R元年度						
商 系	R元年度						
合 計							
畜産系	R2年度						
商 系	R2年度						
合 計							

II 数量減少の場合【令和元年度対比20%以上減少】 該当する番号に○を付けてください

既に捺印した「配合飼料価格差補てん数量契約書」は、下記申請理由が基金により受理されるまでの間、もしくは受理されなかった場合でも返還対象金額を返納するまでの間、正式に契約が成立しない仮契約扱いとなることに同意します。（仮契約とは、受理または返納までは「配合飼料価格差補てん数量契約書」は効力を生じないという趣旨です。）

1. 規模縮小のため

畜種	R元年度契約時	縮小後（今契約時）	備考
例）採卵鶏	30,000羽	15,000羽	

2. 一部の契約数量を他基金へ変更したため（契約した他基金の契約書写を添付してください）

基金名	契約年度	畜種	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	メーカー名
全農系	R元年度							
畜産系	R元年度							
商 系	R元年度							
合 計								
全農系	R2年度							
畜産系	R2年度							
商 系	R2年度							
合 計								

うら面に続く

うら面

おもて面の加入生産者の申請内容に、相違のないことを確認しました。

住 所 :

農協名・経済連名・
指定飼料会社名 :

代 表 者 名 : ⑩

《生産者情報》

県コード	JAコード	支所コード	畜種コード	生産者コード	加入生産者氏名

(畜種コード) 10 : 育すう、20 : 成鶏、40 : ブロイラー、50 : 肉牛、60 : 乳牛、70 : 豚、80 : うずら
91 : めん羊、92 : 山羊、93 : 馬、94 : 猪、95 : 猪豚、96 : 鴨、97 : キジ、98 : ほろほろ鳥

ご注意 :

- ※1 記載内容が事実と反する場合には、借入により支払われた直近2年間の補てん金（全部もしくは一部）の返納を求められることがあります。
- ※2 本確認書により提供された個人情報は、配合飼料安定基金の事務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業（全農・県連および飼料会社等のJAグループ関連会社）等への提供の目的で利用します。

基金加入生産者の各種変更届(氏名・住所・畜種変更等)

県連 御中
全国農業協同組合連合会 御中

県
JA名

担当部署
記入者氏名
連絡先

生産者より下表のとおり依頼があり、調査した結果、
変更内容は適正と認められるため、申請します。
変更年月日 年 月 日

加入生産者氏名	基金システム 生産者コード	住所	変更内容	①現行	②新規	特記事項
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				

- 1. 加入生産者の確認のため、基金システム生産者コード及び住所は必ず記入してください。
- 2. 個人生産者の引退等に伴う氏名変更の場合は、特記事項欄に続柄を記入してください。
- 3. 法人化や、法人経営の社名変更に伴う氏名変更の場合は、登記簿謄本(登記事項証明書)等を添付してください。
- 4. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増ししてご使用ください。
- 5. この様式に記載された氏名・住所等の個人情報、基金システム修正以外の目的では使用しません。
- 6. 写しを該当の契約書と一緒に保管しておいてください。

< 記入例 >

《 JA一県連・県営業所一全農 》

基金加入生産者の各種変更届（氏名・住所・畜種変更等）

県

JA名

畜産県

畜産農業協同組合

県名を必ず入れてください

県連 御中
全国農業協同組合連合会 御中

担当部署 営農指導課
 記入者氏名 基金 一郎

連絡先 0123-45-6789

印

生産者より下表のとおり依頼があり、調査した結果、
 変更内容は適正と認められるため、申請します。

変更年月日 〇〇年 〇月 〇日

加入生産者氏名	基金システム 生産者コード	住所	変更内容	①現行	②新規	特記事項
大友 洋	0123456	〒999-999 畜産市上下町1-1-1	氏名	洋	洋一	加入生産者死亡のため、契約継承者である長男に名義変更
小林 武	0123457	〒999-999 畜産市上下町1-1-2	住所	〒999-999 畜産市上下町1-1-2	〒999-111 畜産市花畑町3-3-3	農場移転のため
佐藤 花子	0123458	〒999-999 畜産市上下町1-1-3	畜種	乳牛	肉牛	令和〇年度契約より畜種変更
		〒				年度の途中からは変更できません
		〒				
		〒				
		〒				
		〒				

1. 加入生産者の確認のため、基金システム生産者コード及び住所は必ず記入してください。
2. 個人生産者の引退等に伴う氏名変更の場合は、特記事項欄に続柄を記入してください。
3. 法人化や、法人経営の社名変更に伴う氏名変更の場合は、登記簿謄本（登記事項証明書）等を添付してください。
4. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増ししてご使用ください。
5. この様式に記載された氏名・住所等の個人情報 は、基金システム修正以外の目的では使用しません。
6. 写しを該当の契約書と一緒に保管してください。

経営移譲にともなう
名義変更申請書

令和 年 月 日

〇〇県経済農業協同組合連合会

代表理事会長 〇〇 〇〇殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長 〇〇 〇〇 殿

農業協同組合

代表理事組合長 印

配合飼料安定基金契約者の名義変更について（申請）

当組合の基金契約者が、廃業（または〇〇の理由）により畜産経営を令和 年 月 日
以降、新たに〇〇〇〇に譲渡いたしましたのでご報告いたします。

これに伴い、当組合と廃業する基金契約者との間に締結した配合飼料価格差補てん基本契約及
び数量契約について、引き続き〇〇経済連（または〇〇〇くみあい飼料株式会社）からくみあい
配合飼料を供給することから、畜産経営の譲渡先への契約変更を申請いたします。

記

1. 対象生産者名 :

住所 :

生産者コード :

2. 経営移管先

生産者名 :

住所 :

3. 移管日 : 令和 年 月 日

4. 令和 年度契約数量 (単位: k g)

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
×××	×××	×××	×××	××××

5. 添付資料 : 事業譲渡契約書（預託契約書）の写し

配合飼料価格差補てん基本契約書・数量契約書の写し

以 上

事業譲渡契約書

有限会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、甲の事業の譲渡につき次のとおり契約を締結する。

（目的・譲渡日）

第1条 甲は乙に対し、令和〇〇年〇〇月〇〇日（以下「譲渡日」という）をもって、甲の事業（以下「本事業」という）を譲渡する。

（譲渡財産）

第2条 前条により譲渡すべき財産（以下「譲渡財産」という）は、譲渡日現在の甲の本事業に属する資産および負債とし、その内容は本契約締結後甲乙協議のうえこれを決定する。

（譲渡価額・支払方法）

第3条 本事業の譲渡の対価は、〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。

2 前項の対価の支払方法および支払時期については、甲乙協議のうえこれを決定する。

（引渡時期）

第4条 譲渡財産の引渡時期は譲渡日とする。ただし、法令上の制限、手続上の事由により必要あるときは甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（善管注意義務）

第5条 甲は、本契約締結後譲渡財産の引渡完了にいたるまで、善良なる管理者の注意をもって譲渡財産の管理を行ない、譲渡財産に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、予め乙と協議し合意のうえこれを行う。

（従業員の取扱い）

第6条 乙は、本事業に従事する甲の従業員を譲渡日において引き継ぐ。

2 従業員に関するその他の取扱いについては、甲乙協議のうえこれを決定する。

（協議事項）

第7条 本契約に規定しない事項および疑義が生じた事項については、信義に従い誠実に甲乙協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住所 〇〇〇〇
会社名 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

乙 住所 〇〇〇〇
会社名 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

飼 養 管 理 委 託 契 約 書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と有限会社〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、飼養管理委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は乙に対し肥育用素豚を委託し、乙はこれを受託することとする。

（管理）

第2条 飼養管理は、甲の飼養管理マニュアルにしたがって管理する。

（委託料金）

第3条 甲は乙に対し、委託料として1頭あたり〇〇〇円を支払うものとする。

（経費負担）

第4条 経費負担区分は別途覚書にて定める。

（期限の利益喪失）

第5条 乙が下記に該当する場合、乙は当然に期限の利益を失ったものとみなす。

- （1）乙が他からの仮差し押さえ、仮処分、強制執行、競売等の申し立てを受け、または、公租公課の滞納督促を受けたとき。
- （2）財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

（契約の有効期限）

第6条 本契約の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。また、期間満了の1ヶ月前までに、甲・乙いずれかも書面による申し出がない場合は、さらに同一条件で1年間延長するものとしその後も同様とする。

（契約の補充）

第7条 上記定めなき事項については、甲、乙で協議し対処する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲	住所	〇〇〇〇
	会社名	〇〇〇〇
	代表取締役	〇〇〇〇

乙	住所	〇〇〇〇
	会社名	〇〇〇〇
	代表取締役	〇〇〇〇

売 買 契 約 書

〇〇（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）は、〇〇の売買に関し、次の通り契約する。

（目的）

第1条 甲は、〇〇を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、〇〇〇〇〇円（消費税込み）とする。

2. 乙は、商品の引渡しを受けた日から 日以内に、売買代金を甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振り込み手数料は乙が負担する。

（引渡し）

第3条 甲は乙に対して、令和 年 月 日に、乙指定の場所において商品を引渡すものとし、所有権は引渡しの際に乙に移転するものとする。

（契約の解除）

第4条 乙が、第2条に規定する期日までに売買代金を支払わなかったときは、甲は、通知催告を要せず直ちに本契約を解除し、商品を引き上げることができる。この際の商品の引き揚げに要する費用は、全て乙負担とする。

（信義則）

第5条 甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：住所

氏名

印

乙：住所

氏名

印

施 設 賃 貸 借 契 約 書

〇〇（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）は、施設の賃貸借に関し、次の通り契約する。

（目的）

第1条 甲が、〇〇市〇〇に所有する〇〇の施設を、乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

（契約期間）

第2条 施設の賃貸期間は、令和〇〇年〇月〇日より令和〇〇年〇月〇日までの〇年間とする。ただし、期間満了〇ヶ月前までに甲、乙いずれより何等の申し出なき場合はさらに継続するものとする。

（施設使用料）

第3条 施設使用料は月〇〇〇〇円とし、乙は毎月末までに甲に支払うものとする。

（施設の保守管理）

第4条 乙は物件の使用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって当たらなければならない。

（契約の解除）

第5条 甲は乙が本契約を履行しない場合は、乙に対して本契約を解除することができるものとし、これに対し乙は速やかに完全に明け渡しをしなければならない。

（信義則）

第6条 本契約に記載していない事項について疑義が生じた時は、甲、乙は信義に従い誠意をもって協議解決するものとする。

以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：住所
氏名 印

乙：住所
氏名 印

商流変更申請書
(変更前農協→県連(全農))

令和 年 月 日

〇〇県経済農業協同組合連合会

代表理事会長 〇〇 〇〇 殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長 〇〇 〇〇 殿

〇〇農業協同組合

代表理事組合長 印

商流変更に伴う基金契約の名義変更届(ご依頼)

このことについて、下記により申請いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 名義変更の理由 商流変更のため

(1) 対象農協

① 現行契約者 住所:

農協名: A 農業協同組合

② 変更後契約者 住所:

農協名: B 農業協同組合

(2) 商流

① 現行 全農→〇〇県経済連→A 農協

② 変更後 全農→〇〇県経済連→B 農協

(3) 契約相手先生産者 〇〇 〇〇

2. 契約数量

第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	合計

3. 変更日: 令和 年 月 日

4. 添付書類

(1) 配合飼料価格差補てん基本契約書(写)

(2) 配合飼料価格差補てん数量契約書(写)

以 上

※次年度の契約時には変更後の契約者が基本契約兼数量契約書を締結することになります。
※この契約名義の変更について、変更後契約者（農協）及び契約相手先生産者の同意を得ています。

JA合 併 届
JA名称変更 届
JA支所統合 届

(該当する内容に○をつける)

県連 御中
全国農業協同組合連合会 御中

県
JA名

担当部署
記入者氏名
連絡先 ④

下表のとおり変更がありましたのでお届けします。
変更年 月 日 年 月 日

現 行 (変更前)				変 更 後			変更後の本支所等の所在地	電話番号
JA コード	JA名	支所 コード	加入生産 者の有無	基金 使用欄	JA名	基金 使用欄		
							〒	
							〒	
							〒	
							〒	
							〒	
							〒	
							〒	
							〒	
							〒	
							〒	
							〒	

1. 配合飼料基金の契約・補てん金交付等を使用する情報ですので、合併を契機に畜産農家を畜産本部とか畜産センター等で管理することとなる場合は、変更後の本・支所欄には、生産者の住所にかかわらずに生産者を所管する畜産本部等の名称を記入してください。これにより、「契約数量明細書」や「出荷実績数量報告書」に印字される「支所」は、畜産本部等となります。
2. 記入方法は次頁の記入例を参考にご記入ください。
3. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増してご使用ください。

< 記入例 >

《 JA一県連・県営業所一全農 》

JA合 併 届
JA名称変更 届
JA支所統合 届

県連 御中
全国農業協同組合連合会 御中

(該当する内容に○をつける)

県 JA名
県名を
必ず入れてください

担当部署 連絡先
記入者氏名 (印)

下表のとおり変更がありましたのでお届けします。

変更年月日 年 月 日

現 行 (変更前)				変 更 後			
JA コード	JA名	支所 コード	本・支所名	基金 使用欄	JA名	基金 使用欄	本・支所
301	成城	000	本所	有	あけぼの		本所
		001	桜ヶ丘支所	無			閉鎖
		002	野川支所	無			野川支所
350	下野毛	000	本所	無			下野毛支所
		001	下新城支所	有			閉鎖
280	有明	000	本所	有	九州みらい		
		010	下川支所	有			
290	遠賀	000	本所	有			畜産本部
420	松原	021	赤堤支所	有	サンライズ		和田支所
		022	大原支所	有			大原支所
		023	花畑支所	有			山下支所
770	大山田	010	北上野支所	有	大山田		上野支所
		012	南上野支所	有			閉鎖
		014	山片支所	有			東山片支所
							西山片支所

「飼料基金は本所が所管する」等、今後の関係を注記する。

「飼料基金は本所が所管する」

「畜産事務は畜産本部で一括する」等、今後の関係を注記する

「畜産事務は畜産本部で一括する」

このような分離新設の場合は、各加入者がどの支所の所属となるかが分かるように、次頁の「基金加入生産者の所属支所変更届」もあわせて提出してください。

1. 配合飼料基金の契約・補てん金交付等に使用する情報ですので、合併を契機に畜産農家を畜産本部とか畜産センター等で管理することとなる場合は、変更後の本・支所欄には、生産者の住所にかかわらずに生産者を所管する畜産本部等の名称を記入してください。これにより、「契約数量明細書」や「出荷実績数量報告書」に印字される「支所」は、畜産本部等となります。
2. 記入方法は次頁の記入例を参考にしてご記入ください。
3. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増ししてご使用ください。

基金加入生産者の所属支所変更届

全国農業協同組合連合会 御中
県連 御中

県 JA名

担当部署
記入者氏名

印

下表のとおり変更がありましたのでお届けします。
変更年月日 年 月 日

加入生産者氏名	生産者 コード	①現在所属の支所(旧)		②新所属の支所		②の所在地	電話番号
		支店 コード	支所名	支店 コード	支所名		
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	
						〒	

1. 記入方法は次頁の記入例を参考にしてご記入ください。
2. 特定加入生産者が、農協合併や支所統合届けのとおりに移管しないときにこの届けをご提出ください。
3. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増ししてご使用ください。

< 記入例 >

《 JA一県連・県営業所一全農 》

基金加入生産者の所属支所変更届

全国農業協同組合連合会 御中
県連 御中

県 JA名

県名を
必ず入れてください

担当部署
記入者氏名

(印)

下表のとおり変更がありましたのでお届けします。
変更年月日 年 月 日

加入生産者氏名	生産者 コード	①現在所属の支所(旧)		②新所属の支所		②の所在地	電話番号
		支店 コード	支所名	支店 コード	支所名		
中村一郎	001243	001	和田支所	010	山下支所	相良郡山下町山下321	0123-45-6789
鈴木次郎	002531	001	和田支所	010	山下支所		
田中三郎	002356	001	和田支所	010	山下支所		
伊東史郎	005463	001	和田支所	012	大原支所	山門市大原4-5-6	0124-32-4563
山田悟郎	008210	001	和田支所	012	大原支所		
山中六郎	001234	010	山下支所	001	和田支所	設楽郡香美町和田789	0125-25-3333
海上七朗	006871	010	山下支所	001	和田支所		
河上鉢郎	004693	010	山下支所	001	和田支所		
源球朗	010135	012	大原支所	010	山下支所		
平重郎	002784	012	大原支所	010	山下支所		

1. 記入方法は次頁の記入例を参考にしてご記入ください。
2. 特定加入生産者が、農協合併や支所統合届けのとおりに移管しないときにこの届けをご提出ください。
3. 記入枠が不足するときは、この様式を複写で刷り増してご使用ください。

数量変更申請書
(生産者→JA(県連・全農))

(農協等)

令和 年 月 日

殿

(生産者)

住所

氏名

印

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

1. 変更対象期間 : 令和 年度 第 半期 (月 ~ 月) 以降
2. 変更数量および免除額

	7~9月	10~12月	1~3月	合 計
変更数量 (トン)	▲	▲	▲	▲
免除額(円)				

<免除単価>

生産者積立金 : 円/トン

3. 理由 : 廃業のため

以上

※生産者が死亡(または行方不明)の場合、この様式の提出は不要です。
※飼料会社直対の生産者の場合は全農宛ての文書とし、飼料会社に提出してください。

数量変更申請書
(JA→県連(全農))

令和 年 月 日

(県連等)

殿

(農協等)

印

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

1. 変更対象期間 : 令和 年度 第 半期 (月 ~ 月) 以降

2. 変更数量および免除額

	7～9月	10～12月	1～3月	合 計
変更数量 (トン)	▲	▲	▲	▲
免除額(円)				

<免除単価>

生産者積立金 : 円/トン

3. 添付書類

- ・生産者別数量変更明細表
- ・生産者からの申請書 (写)
- ・廃業証明書

以上

配合飼料安定基金数量契約の一部変更生産者別明細表

農協名：

生産者コード	生産者名	畜種	契約解除数量(ト)				継続/新規	積立免除額 (円)
			7—9月	10—12月	1—3月	合 計		
合 計								

※添付書類：組合長名による申請書および変更にかかわる公的証明書(廃業証明書等)を添付のこと。

令和 年 月 日

廃業証明書

1. 生産者 :

住所

氏名

2. 畜種 :

3. 廃業年月日 : 令和 年 月 日

4. 理由 : ○○○のため

上記のとおり相違ないことを証明します。

○○○農業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○○

令和 年 月 日

休 業 証 明 書

1. 生産者

住所 :

氏名 :

2. 畜種 :

3. 休業年月日 : 令和 年 月 日

4. 理由 : ○○○のため

5. 今後の生産見通し : 経営再開の時期については未定

上記のとおり相違ないことを証明します。

○○○農業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○○

令和 年 月 日

飼 養 頭 羽 数 減 少 証 明 書

1. 生産者

住所 :

氏名 :

2. 畜種 :

3. 飼養頭羽数

減少前 :

減少後 :

3. 減少年月日 : 令和 年 月 日

4. 理由 : ○○○のため

5. 今後の生産見通し : 飼養頭羽数を戻す時期については未定

上記のとおり相違ないことを証明します。

○○○農業協同組合

代表理事組合長 ○○ ○○

数量変更申請書
(県連→全農)

全国農業協同組合連合会

令和 年 月 日

代表理事理事長

殿

(県連等)

印

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

1. 変更対象期間 ： 令和 年度 第 半期（ 月～ 月）以降

2. 変更数量および免除額

		7～9月	10～12月	1～3月	合 計
変更数量（トン）		▲	▲	▲	▲
免 除 額	生産者積立金(円)				
	2号会員等積立金(円)				
	合 計(円)				

<免除単価>

生産者積立金 ： 円／トン

2号会員等積立金 ： 円／トン

3. 添付書類

- ・JA別契約数量変更明細表
- ・JAからの申請書（写）
- ・生産者からの申請書（写）
- ・廃業証明書（写）

以上

JA別契約数量変更明細表

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

-- JA別数量変更明細表 --

作成日 : ページ : 1

対象期間 : 平成 年度 第3四半期 (10 ~ 12月)
県 : D1 デモ1県

J A	区 分	変更数量(トン)				合 計	件 数
		7~9月	10~12月	1~3月			
001 デモ1JA1	継続契約		-2.00	-2.50		-4.50	1
	新規契約		-6.00	-6.00		-12.00	1
	小 計		-8.00	-8.50		-16.50	2
県合計	継続契約		-2.00	-2.50		-4.50	1
	新規契約		-6.00	-6.00		-12.00	1
	合 計		-8.00	-8.50		-16.50	2

追加 数量変更申請書
(JA→県連(全農))

令和 年 月 日

(県連等)

殿

(農協等)

印

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

1. 変更対象期間 : 令和 年度 第 半期 (月～ 月) 以降

2. 変更数量および免除額

		7～9月	10～12月	1～3月	合 計
当初 申請	変更数量 (トン)	▲	▲	▲	▲
	免除額(円)				
追加 申請	変更数量 (トン)	▲	▲	▲	▲
	免除額(円)				
合計	変更数量 (トン)	▲	▲	▲	▲
	免除額(円)				

<免除単価>

生産者積立金 : 円/トン

3. 添付書類

- ・生産者別数量変更明細表
- ・生産者からの申請書 (写)
- ・廃業証明書

以上

追加 数量変更申請書
(県連→全農)

全国農業協同組合連合会
代表理事理事長

令和 年 月 日

殿

(県連等)

印

配合飼料安定基金の数量契約の一部変更について(申請)

このことについて、下記の通り契約数量の一部変更と積立金の免除を願いたく申請いたします。

記

1. 変更対象期間 : 令和 年度 第 半期 (月～ 月) 以降
2. 変更数量および免除額

			7～9月	10～12月	1～3月	合 計
当初 申請	変更数量(トン)		▲	▲	▲	▲
	免	生産者積立金(円)				
	除	2号会員等積立金(円)				
	額	合 計(円)				
追加 申請	変更数量(トン)		▲	▲	▲	▲
	免	生産者積立金(円)				
	除	2号会員等積立金(円)				
	額	合 計(円)				
合計	変更数量(トン)		▲	▲	▲	▲
	免	生産者積立金(円)				
	除	2号会員等積立金(円)				
	額	合 計(円)				

<免除単価>

生産者積立金 : 円/トン

2号会員等積立金 : 円/トン

3. 添付書類

- ・JA別契約数量変更明細表
- ・JAからの申請書 (写)
- ・生産者からの申請書 (写)
- ・廃業証明書 (写)

以上

積立金通知書
(JA→生産者)

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

令和 年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

〇〇 〇〇 殿

〇〇農業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇

配合飼料供給安定基金通常補てん積立金の納付について（ご通知）

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、下記の内容にてご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 積立金対象期間 : 令和 年度第 四半期 (~ 月)

2. 納付金額 : 円

3. 納付年月日 : 令和 年 月 日

4. 納付内容 :

積立金対象数量 トン

積立金単価 円/トン

積立金金額 円

5. その他 : 積立金は四半期ごとの納付になります。

以 上

出荷実績報告書

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

四半期別配合飼料供給安定基金加入生産者出荷実績報告書

作成日:2011/09/05
ページ:1

対象期間:平成23年度第1四半期(4～6月)
県: D0 x x x JA: 001 x x x 支所: 001 x x x

所属長印	経理等印	担当者印

補てん金単価:1,050円/ト

生産者	畜種	契約区分	契約数量(ト)		出荷数量(ト)		補てん対象		補てん金額 (円)
			4～6月	4月	5月	6月	合 計	数量(ト)	
154010全農太郎	肉牛	継続契約	150.00	51.260	53.450	53.850	158.560	150.000	157.500
154020全農次郎	肉牛	継続契約	256.00	86.250	85.000	84.300	255.550	255.000	268.275
154030全農花子	肉牛	継続契約	1,560.00	543.000	550.000	540.000	1,633.000	1,560.000	1,638.000
	乳牛	当初転入	23.00	7.000	6.500	7.200	20.700	23.000	24.150
生産者計			1583.00	550.000	556.500	547.200	1653.700	1,583.000	1,662.150
154040全農美子	豚	継続契約	257.00	88.000	86.500	85.400	259.900	257.000	269.850
154050全農三郎	乳牛	新規契約	150.00	51.260	53.450	53.850	158.560	150.000	157.500
―― 支所計 ――	肉牛		1966.00	680.510	688.450	678.150	2047.110	1965.500	2,063.775
	乳牛		173.00	58.260	59.950	61.050	179.260	173.000	181.650
	豚		25700.00	88.000	86.500	85.400	259.900	257.000	269.850
小計			2,369.00	826.770	834.900	824.600	2,486.270	2,395.500	2,515.275

※この帳票および出荷数量を証明できる伝票等は10年間保存してください。

補てん金交付通知書
(県連(全農)→JA)

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

令和 年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇農業協同組合 代表理事組合長 殿

〇〇県経済農業協同組合

代表理事理事長 〇〇 〇〇

令和 年度 第 四半期 (~ 月)
配合飼料価格差補てん金の交付について(ご通知)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ本会飼料事業におきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 年度第 四半期分の配合飼料価格差補てん金について、下記のとおり交付しますのご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 補てん金交付額 : 円
(内訳) 通常価格差補てん金 (不課税) 円
異常価格差補てん金 (不課税) 円
2. 契約数量 : トン
3. 実績数量 : トン
4. 補てん対象数量 : トン
5. 補てん金単価 : 円/トン
(内訳) 通常価格差補てん金単価 円/トン
異常価格差補てん金単価 円/トン
6. 交 付 日 : 令和 年 月 日 ()
7. その他 :
 - (1) 通常価格差補てん金額は、補てん金交付金額から異常価格差補てん金額を差し引いた金額です。
 - (2) J Aにおける加入生産者への交付については、通常補てん金および異常補てん金の単価・金額を明記のうえ文書にて通知してください。
 - (3) 交付完了報告書を期限内に提出してください。

以 上

補てん金交付通知書
(JA→生産者)

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

令和 年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

〇〇 〇〇 殿

〇〇〇農業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇

令和 年度 第 四半期 (~ 月)
配合飼料価格差補てん金の交付について(ご通知)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ本組合飼料事業におきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 年度第 四半期分の配合飼料価格差補てん金について、下記のとおり交付しますのご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 補てん金交付額 : 円
(内訳) 通常価格差補てん金 (不課税) 円
異常価格差補てん金 (不課税) 円
2. 契約数量 : トン
3. 実績数量 : トン
4. 補てん対象数量 : トン
5. 補てん金単価 : 円/トン
(内訳) 通常価格差補てん金単価 円/トン
異常価格差補てん金単価 円/トン
6. 交 付 日 : 令和 年 月 日 ()
7. その他 :
 - (1) 通常価格差補てん金額は、補てん金交付金額から異常価格差補てん金額を差し引いた金額です。
 - (2) 補てん金交付日に、補てん金を受領したことを確認してください。
 - (3) 通知内容に疑義がある場合は、ご連絡ください。

以 上

補てん金交付報告書
(JA→県連(全農))

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

令和 年 月 日

〇〇県経済農業協同組合連合会

代表理事 殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長 殿

〇〇農業協同組合

代表理事組合長 印

配合飼料価格差補てん金交付について（報告）

貴会と本組合との間で締結した配合飼料価格差補てん基本契約第3条に基づき、貴会より交付された価格差補てん金を対象の生産者に交付したことを、以下のとおり報告いたします。

記

1. 交付対象期間 令和 年度第 四半期（ ～ 月）

2. 交付金額 円

3. 最終交付年月日 令和 年 月 日

4. 交付内容

- ・ 契約数量 トン
- ・ 出荷数量 トン
- ・ 補てん対象数量 トン
- ・ 交付金額 円
- <内訳> 通常価格差補てん金（不課税）： 円
- 異常価格差補てん金（不課税）： 円

5. 交付単価

- ・ 交付合計単価 円/トン
- <内訳> 通常価格差補てん金単価 : 円/トン
- 異常価格差補てん金単価 : 円/トン

6. 添付書類

- ・ 生産者別補てん交付明細表

以上

生産者別補てん金交付明細表

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

―― 生産者別補てん金交付明細表 ――

作成日： 平成29年度 第1四半期 (4～6月) ページ：1

対象期間：平成29年度 第1四半期 (4～6月)											
県：D1 デモ1県											
補てん金単価：1,700 円/トン (内訳 通常：1,700 円/トン 異常：0 円/トン)											
支所：000 本所											
JA：001 デモ1JA1											
生産者	畜種	契約区分	契約数量 (トン)	出荷数量(トン)			合計	補てん対象 数量 (トン)	補てん金額 (円)	内訳(円)	
				4月	5月	6月				通常	異常
206404	〇本	〇幸									
	肉牛	新規契約	6.00	2.000	2.000	1.000	5.000	5.000	8,500	8,500	0
206406	〇〇畜産株式会社	継続契約	1.00	0.500	0.500	0.500	1.500	1.000	1,700	1,700	0
222184	〇野	〇史	20.00	5.000	5.000	5.000	15.000	15.000	25,500	25,500	0
	肉牛		26.00	7.000	7.000	6.000	20.000	20.000	34,000	34,000	0
	豚		1.00	0.500	0.500	0.500	1.500	1.000	1,700	1,700	0
小計			27.00	7.500	7.500	6.500	21.500	21.000	35,700	35,700	0

補てん金交付報告書
(県連→全農)

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

令和 年 月 日

全国農業協同組合連合会

代表理事理事長

殿

〇〇県経済農業協同組合連合会

代表理事

印

配合飼料価格差補てん金交付について（報告）

貴会と本会との間で締結した配合飼料価格差補てん基本契約第3条に基づき、貴会より交付された価格差補てん金を対象のJA等に交付したことを、以下のとおり報告いたします。

記

1. 交付対象期間 令和 年度第 四半期 (~ 月)
2. 交付金額 円
3. 最終交付年月日 令和 年 月 日
4. 交付内容
 - ・ 契約数量 トン
 - ・ 出荷数量 トン
 - ・ 補てん対象数量 トン
 - ・ 交付金額 円
 - <内訳> 通常価格差補てん金（不課税）： 円
 - 異常価格差補てん金（不課税）： 円
5. 交付単価
 - ・ 交付合計単価 円/トン
 - <内訳> 通常価格差補てん金単価 : 円/トン
 - 異常価格差補てん金単価 : 円/トン
6. 添付書類
 - ・ JA別補てん交付明細表

以上

JA別補てん金交付明細表

※安定基金システム「帳票出力」メニューより出力できます。

――JA別補てん金交付明細表――

作成日：2017/08/08 13:42:02
ページ：1

対象期間：平成29年度 第1四半期（4～6月）
県：D1 徳島県
補てん金単価：1,700 円/トン（内訳 通常：1,700 円/トン 異常：0 円/トン）

J A	対象件数	契約数量 (トン)	出荷数量 (トン)	補てん対象 数量 (トン)	補てん金額 (円)	内訳(円)	
						通 常	異 常
001 徳モ1JA1	12	66.00	64.600	56.100	95,370	95,370	0
002 徳モ1JA2	11	101.00	135.000	94.000	159,800	159,800	0
003 徳モ1JA3	11	111.50	108.000	97.500	165,750	165,750	0
004 徳モ1JA4	12	53.00	57.000	47.000	79,900	79,900	0
005 徳モ1JA5	11	99.00	126.000	90.000	153,000	153,000	0
県合計		430.50	490.600	384.600	653,820	653,820	0

TMRの安定基金出荷実績報告に関する確認表

JA名： 対象期間：令和 年度 第 四半期分（令和 年 月～令和 年 月）

支所名	生産者名	TMR				一般配合飼料 購入数量 (トン) ④	合計 (出荷実績 報告数量) (トン) ③+④
		製品名	購入数量 (トン) ①	安定基金 対象割合 (%) ②	安定基金 対象数量 (トン) ③=①×②		
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			
				%			

※TMRの出荷実績報告の際に作成し、出荷実績報告書に添付して保管する。

広域調整の依頼文書

令和 年 月 日

〇〇農業協同組合
畜産部長 殿

××農業協同組合
畜産部長

令和 年度第 四半期配合飼料安定基金補てん交付申請について（ご依頼）

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

さて、表題の件につきまして、下記のとおり補てん対象数量の追加をご依頼申しあげます。

敬具

記

1. 対象生産者 : a 農場
2. 追加要請数量 : ×××トン
 - (1) 契約数量 : ○○○○トン
 - (2) 出荷数量 : △△△△トン
 - (3) 超過数量 : ◇◇◇トンうち、追加要請数量 ×××トン

以上

出荷報告の修正

令和 年 月 日

〇〇県経済農業協同組合連合会

代表理事 殿

又は全国農業協同組合連合会

代表理事理事長 殿

〇〇農業協同組合

代表理事組合長

印

令和 年度 四半期（ ～ 月分）出荷報告の修正について

令和 年度第 四半期分の出荷報告において誤りがありましたので、事務処理要領に基づき下記のとおり修正報告します。

記

1. 修正明細

	数 量 明 細			補 て ん 額		
	当該四半期 契約数量(トン)	当該四半期 購入数量(トン)	補てん対象 数量(トン)	補てん額の合計 〇〇円/トン	内通常補てん金 〇〇円/トン	内異常補てん金 〇〇円/トン
① 誤						
② 正						
②－① 修正						

2. 生産者別明細 : 別紙のとおり

3. 返金月日 : 令和 年 月 日 貴会へ振り込み送金しました。

以 上

*数量明細の記載は、合計数量です。

*補てん額の計算は、補てん額の合計から異常補てん額を差し引いたものを通常補てん額とします。

*端数は、円未満切捨てです。

《別紙》

生産者別明細表

生産者名 (コード)		数量明細			補てん額		
		当該四半期 契約数量(ト)	当該四半期 購入数量(ト)	補てん対象 数量(ト)	補てん額の合計 円/ト	内通常補てん金 円/ト	内異常補てん金 円/ト
()	① 誤						
	② 正						
	②-① 修正						
()	① 誤						
	② 正						
	②-① 修正						
()	① 誤						
	② 正						
	②-① 修正						
()	① 誤						
	② 正						
	②-① 修正						

追加交付理由等一覧表

(別紙)
都道府県・農協等別追加交付理由等一覧表
令和 年度第 四半期

都道府県	農協 荷受組合等	追加交付理由		追加対象数量 Kg	追加金額(円)			追加の経緯及びその対応	備考
		番号	内容		通常補てん	異常補てん	計		
								1 追加の経緯を記入 2 今後の防止策を作った場合は記入	
								1 追加の経緯を記入 2 今後の防止策を作った場合は記入	
								1 追加の経緯を記入 2 今後の防止策を作った場合は記入	
								1 追加の経緯を記入 2 今後の防止策を作った場合は記入	
								1 追加の経緯を記入 2 今後の防止策を作った場合は記入	
計				0	0	0	0		

(注)

- 追加・返還理由については、
①対象外期間数量の算入(期ずれ)、②計算ミス、③対象外品目の算入、④その他に区分して、区分ごとに内容の詳細を記載する。
- 追加・返還対象数量、金額は、農協等、理由の区分ごとに記載。
- 追加・返還の経緯及びその対応は、どのようなことから、追加・返還が生じたかその原因・内容を記載するとともに、対応した内容、防止対策の指導内容等を記載する。
- 備考欄に、返還が生じた検査の内容(会検査の有無、〇〇検査等)について記載。

返還理由等一覧表

(別紙)

都道府県・農協等別返還理由等一覧表

令和 年度第 四半期

都道府県	農協 荷受組合等	返還交付理由		返還対象数量 Kg	返還金額(円)			返還の経緯及びその対応	備考
		番号	内容		通常補てん	異常補てん	計		
								1 返還の経緯を記入 2 今後の防止策を作った場合は記入	
								1 返還の経緯を記入 2 今後の防止策を作った場合は記入	
								1 返還の経緯を記入 2 今後の防止策を作った場合は記入	
								1 返還の経緯を記入 2 今後の防止策を作った場合は記入	
								1 返還の経緯を記入 2 今後の防止策を作った場合は記入	
計					0	0	0	0	

(注)

- 1 追加・返還理由については、
①対象外期間数量の算入(期ずれ)、②計算ミス、③対象外品目の算入、④その他に区分して、区分ごとに内容の詳細を記載する。
- 2 追加・返還対象数量、金額は、農協等、理由の区分ごとに記載。
- 3 追加・返還の経緯及びその対応は、どのようなことから、追加・返還が生じたかその原因・内容を記載するとともに、対応した内容、防止対策の指導内容等を記載する。
- 4 備考欄に、返還が生じた検査の内容(会検査の有無、〇〇検査等)について記載。

追加補てん金交付通知書
(県連(全農)→JA)

令和 年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇農業協同組合 代表理事組合長 殿

〇〇県経済農業協同組合

代表理事理事長 〇〇 〇〇

令和 年度 第 四半期 (~ 月)
配合飼料価格差補てん金の追加交付について(ご通知)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ本会飼料事業におきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 年度第 四半期分の配合飼料価格差補てん金追加分について、下記のとおり
交付しますのでご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 追加補てん金交付額 : 円
(内訳) 通常価格差補てん金 (不課税) 円
異常価格差補てん金 (不課税) 円
2. 追加補てん対象数量 : トン
3. 補てん金単価 : 円/トン
(内訳) 通常価格差補てん金単価 円/トン
異常価格差補てん金単価 円/トン
4. 交 付 日 : 令和 年 月 日 ()
5. その他 :
 - (1) 通常価格差補てん金額は、補てん金交付金額から異常価格差補てん金額を差し引いた金額です。
 - (2) J Aにおける加入生産者への交付については、通常補てん金および異常補てん金の単価・金額を明記のうえ文書にて通知してください。
 - (3) 交付完了報告書を期限内に提出してください。

以 上

追加補てん金交付通知書
(JA→生産者)

令和 年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇

〇〇 〇〇 殿

〇〇〇農業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇

令和 年度 第 四半期 (~ 月)
配合飼料価格差補てん金の追加交付について(ご通知)

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ本組合飼料事業におきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 年度第 四半期分の配合飼料価格差補てん金追加分について、下記のとおり
交付しますのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---|----------------------|
| 1. 追加補てん金交付額 : | 円 |
| (内訳) 通常価格差補てん金 (不課税) | 円 |
| 異常価格差補てん金 (不課税) | 円 |
| 2. 追加補てん対象数量 : | トン |
| 3. 補てん金単価 : | 円/トン |
| (内訳) 通常価格差補てん金単価 | 円/トン |
| 異常価格差補てん金単価 | 円/トン |
| 4. 交 付 日 : | 令和 年 月 日 () |
| 5. その他 : | |
| (1) 通常価格差補てん金額は、補てん金交付金額から異常価格差補てん金額を差し引いた
金額です。 | |
| (2) 補てん金交付日に、補てん金を受領したことを確認してください。 | |
| (3) 通知内容に疑義がある場合は、ご連絡ください。 | |

以 上

補てん金交付に関する事務チェックリスト

出荷報告月(7月・10月・1月・4月)

農協名		確認者	
支所名		記入者	

I 今回の出荷報告は、令和 年度 第 四半期(月～ 月)分です。

II 出荷報告の締切日： システム入力 月 日

III 第 四半期分の補てん単価は、 円です。

番号	項 目	点 検	備 考
1	加入生産者と飼料購入者の名が合致しているか		
2	基金へ報告する出荷実績は、 <u>基金対象外銘柄の配合飼料供給が含まれていないか</u> *基金対象外銘柄は、県連・県農協・指定飼料会社へ確認してください		
3	出荷実績は、出荷日が対象四半期に含まれるものか		
4	特に袋物の出荷実績は正しい数字になっているか		
5	出荷元である県連・県農協・指定飼料会社との販売実績数量と照合し確認したか		
6	供給伝票等にある出荷数量と安定基金システムに入力した数量は合致しているか		
7	TMRの場合、「TMR購入数量×安定基金対象割合」の数量となっているか		
8	TMRの場合、「TMRの安定基金出荷実績報告に関する確認表」などが添付されているか		
9	加入生産者へ通知する交付文書は以下の内容が記載されているか。 ①補てん金交付総額 ②補てん金単価(通常・異常の別) ③交付年月日 ④交付日に補てん金を受領することの確認する旨の依頼 ⑤交付文書内容についての疑義問い合わせ先		
10	補てん金交付完了報告は提出したか * 追加補てん金があった場合は、追加補てん金分も完了報告が必要です		
11	追加申請または返金がある場合は、期日までに報告したか。		

* 基金補てん金事務をおこなう場合に作成し、出荷実績報告書とともに保管する。

* TMRは、全量が基金補てんの対象にならない場合があります。

指定飼料会社が製造しているTMRの場合は、加水部分を除く出荷実績を報告して下さい。

指定飼料会社が基礎配のみ製造している場合は、基礎配に相当する実績のみを報告ください。

安定基金システム使用者申請書

令和 年 月 日

全国農業協同組合連合会
畜産生産部 推進・商品開発課長殿

〒

住所

J A・会社名

申請者

印

連絡先電話番号

安定基金システム使用者申請書

安定基金システム使用にあたり下記のとおり、申込みます。

なお、申請者はシステムを適正に使用することを管理指導し、次の事項を順守することを誓約します。

- (1) 安定基金システムに登録の生産者個人情報その他の機密を保持し正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 使用者が変更及び異動（転出）した場合は遅滞なく届出し、前任者についても上記1の義務を順守します。

添付資料 : 安定基金システム使用者一覧

